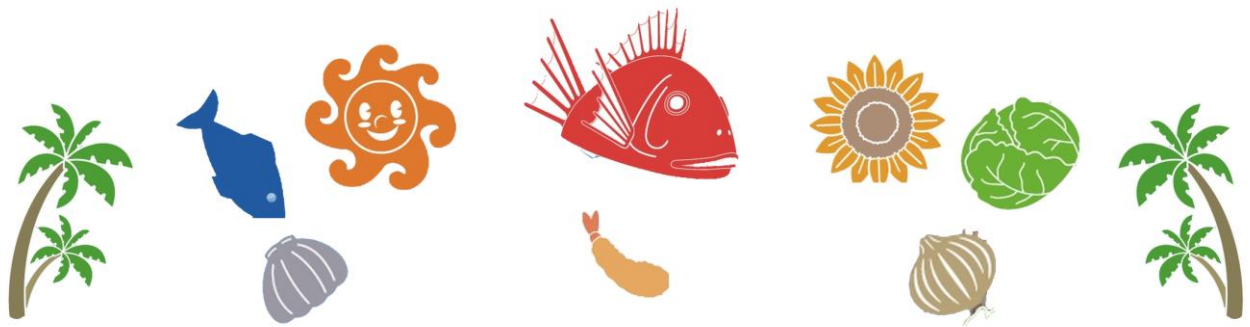




こどもの未来を、いっしょに。

南知多町こども計画

— 第3期南知多町子ども・子育て支援事業計画 追補版 —

第Ⅰ部 自治体こども計画(追補編)

【第一次案】

令和8年12月(予定)

南 知 多 町



本書の位置付けと読み方

本書は、「南知多町こども計画」の第Ⅰ部(自治体こども計画としての追補編)の第一次案です。

本計画は、次の２部を合本し、一体のものとして構成します。

区分	内容
第Ⅰ部	自治体こども計画(追補編) ※本書 こども基本法に基づく計画として追加が必要な事項を記載します。
第Ⅱ部	第３期南知多町子ども・子育て支援事業計画(令和７年度～令和１１年度) 現行計画をそのまま収録します。

第Ⅱ部に記載済みの事項(人口・出生等の図表、教育・保育の利用状況、現行の事業一覧、量の見込みと確保方策)は、第Ⅰ部では再掲せず、必要に応じて参照します。

南知多町保育所再配置計画は合本せず、関連計画として相互に参照します。同計画は、本計画に掲げる保育環境の整備を、施設ごとの具体の計画として定めるものです。

目 次

本書の位置付けと読み方	2
第1章 計画の基本事項	5
1 策定の趣旨	5
2 計画の位置付け.....	5
南知多町保育所再配置計画との関係	5
3 計画の期間	6
4 計画の対象	7
5 計画の構成	7
6 策定体制と意見の反映	8
第2章 こども・若者を取り巻く現状	9
1 人口とこども人口の見通し	9
2 教育・保育の利用状況	10
3 こどもの意識と状況	10
4 若者の意識	11
5 子育て当事者の意識	13
6 こども・若者の意見	14
第3章 基本理念と施策の体系	16
1 基本理念	16
2 基本方針	16
3 基本目標と施策の体系	17
第4章 自治体こども計画として追加する施策	18
1 こどもの権利と意見の反映	18
(1)現状と課題	18
(2)施策の方向	19
(3)主な取組	19
2 学童期・思春期の支援	19
(1)現状と課題	19
(2)施策の方向	20
(3)主な取組	20
3 青年期・若者への支援	21
(1)現状と課題	21
(2)施策の方向	21
(3)主な取組	22
4 こども・若者の居場所と体験	22
(1)現状と課題	22
(2)施策の方向	23
(3)主な取組	23
5 こどもの貧困への対策	23
(1)現状と課題	23
(2)施策の方向	23

(3)主な取組.....	24
6 ヤングケアラーへの支援.....	24
(1)現状と課題.....	24
(2)施策の方向.....	25
(3)主な取組.....	25
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	26
第6章 こども・子育てに係る施設整備	27
1 保育所の再配置.....	27
2 保育所等における環境改善.....	28
3 離島における保育環境の確保	28
第7章 計画の推進	30
1 推進体制.....	30
2 進行管理と成果指標	30
3 こども・若者の意見の反映	30
資料編	31
1 策定経過.....	31
2 こども・若者の意見と町の対応	31
3 南知多町子ども・子育て会議 委員名簿.....	34

第1章 計画の基本事項

1 策定の趣旨

本町では、平成27年度から子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に取り組んできました。

一方、令和5年4月にこども基本法が施行され、こどもは権利の主体として、その最善の利益が優先して考慮されること、こども・若者の意見が年齢及び発達に応じて尊重されることが基本理念として定められました。同法第10条第2項は、市町村に対し、こども施策についての計画を定めるよう努めることとされています。

また、こども施策の対象は、乳幼児期から学童期・思春期を経て青年期に及び、教育、福祉、保健、医療、雇用など多くの分野にまたがります。こうした施策を一体的に進めるため、本町では、第3期南知多町子ども・子育て支援事業計画を基礎としつつ、こども基本法に基づく計画として必要な事項を追補し、「南知多町こども計画」として策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画であり、こども大綱及び愛知県こども計画を勘案して策定します。あわせて、次の法律に基づく計画としての性格を併せ持つものとしします。

根拠法令	計画としての性格	該当部分
こども基本法第10条第2項	市町村こども計画	第Ⅰ部・第Ⅱ部の全体
子ども・子育て支援法第61条	市町村子ども・子育て支援事業計画	第Ⅱ部
次世代育成支援対策推進法第8条	市町村行動計画	第Ⅱ部
子ども・若者育成支援推進法第9条第2項	市町村子ども・若者計画	第Ⅰ部第4章
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項	市町村計画	第Ⅰ部第4章

また、本計画は、南知多町総合計画を上位計画とし、南知多町公共施設等総合管理計画、南知多町公共施設再配置計画、第2期南知多町自殺対策計画その他の関連計画と相互に整合を図ります。

南知多町保育所再配置計画との関係

本計画と南知多町保育所再配置計画(改訂版)は、合本せず、それぞれ独立した計画として策定します。

両計画の役割は次のとおりです。

	南知多町こども計画(本計画)	南知多町保育所再配置計画(改訂版)
性格	こども施策全体の方針を定める施策計画	保育所の配置・整備を定める個別施設計画
計画期間	令和 8 年度～令和 11 年度	令和 8 年度～令和 17 年度
定めること	こどもの育ちの視点から見た保育環境の考え方及び整備の方針	施設ごとの方針、対策内容、実施時期及び対策費用
相互の関係	施設整備の具体的内容は再配置計画によります(本計画第 6 章)	こども施策上の位置付けは本計画によります

両計画は、南知多町子ども・子育て会議において同時に審議し、内容の整合を図ります。また、こども・子育て支援事業債の活用にあたっては、対象となる事業が本計画に位置付けられていることが必要であるため、本計画第 6 章と再配置計画とを相互に参照できるよう整理します。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までとします。

第 3 期南知多町子ども・子育て支援事業計画の期間は令和 7 年度から令和 11 年度までであり、本計画と終期を同じくします。令和 12 年度からは、両計画を統合した新たな計画を策定します。

なお、第Ⅱ部との整合を図るとともに、令和 8 年度に実施する施策を計画の対象に含めるため、計画期間の始期を令和 8 年度としています。

南知多町保育所再配置計画(改訂版)の期間は令和 8 年度から令和 17 年度までであり、本計画の期間はその前半に当たります。同計画は令和 12 年度を目途に中間見直しを行うこととしており、本計画の次期計画の検討時期と重なります。

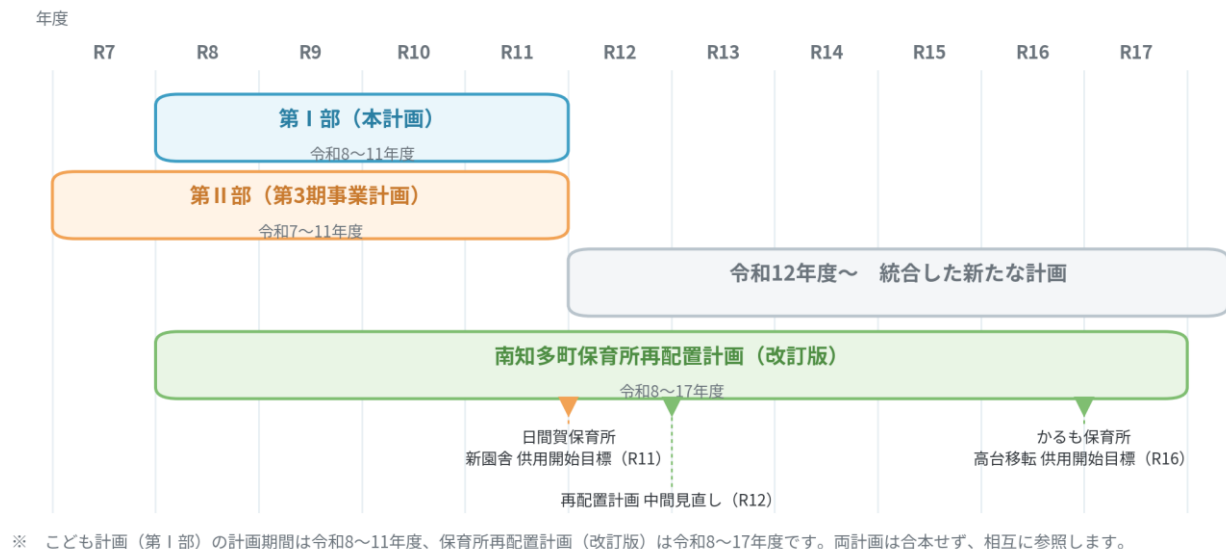


図1 計画期間の関係

4 計画の対象

本計画は、乳幼児期から青年期までのこども・若者、子育て当事者及びこども・若者を取り巻く関係者・関係機関を対象とします。年齢によって必要な支援が途切れることのないよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を進めます。

5 計画の構成

本計画は、第Ⅰ部(自治体こども計画としての追補編)と第Ⅱ部(第3期南知多町子ども・子育て支援事業計画)を合本し、一体のものとして「南知多町こども計画」とします。

施設整備の具体的内容は南知多町保育所再配置計画に定め、本計画と相互に参照して一体的に推進します。計画の構成は、次の図のとおりです。

南知多町こども計画 計画体系図

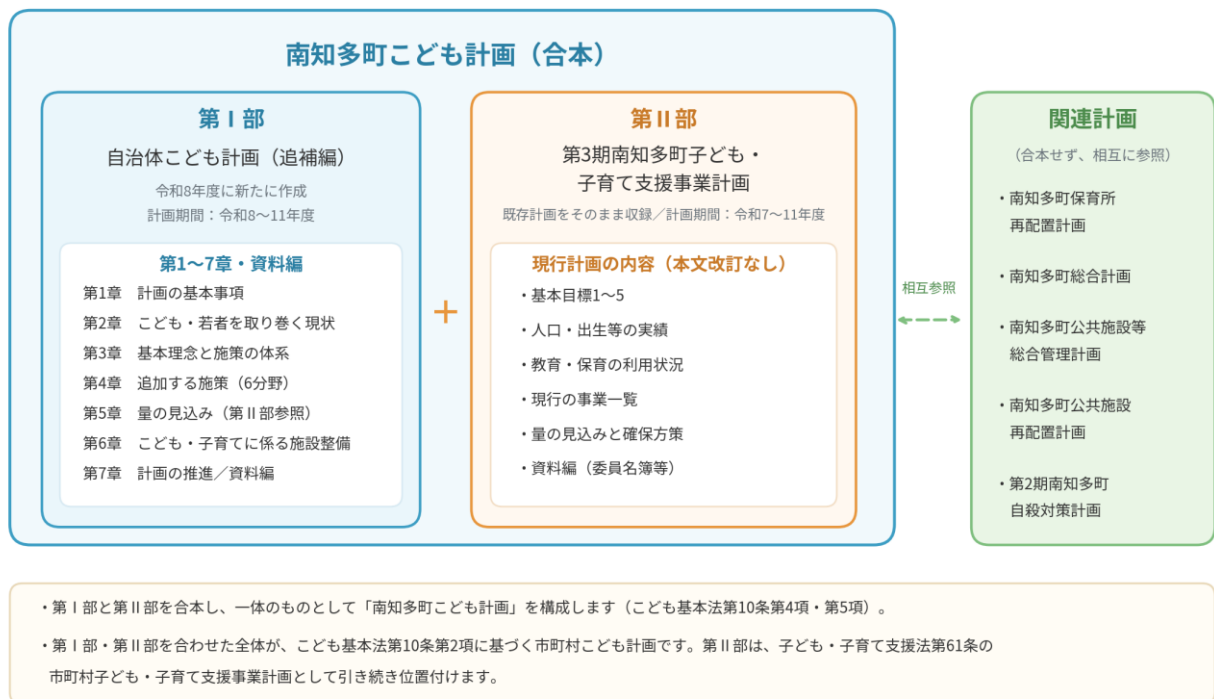


図2 南知多町こども計画の計画体系図

6 策定体制と意見の反映

本計画の策定に当たっては、次の手順によります。

手続	内容
(1)南知多町子ども・子育て会議における審議	第1回を令和8年9月30日に開催し、第2回を令和8年11月11日に開催する予定です。計画案について審議を受けます。南知多町保育所再配置計画(改訂版)の案も同じ会議に諮り、両計画をあわせて審議します。
(2)こども・若者からの意見聴取	令和8年9月14日から18日までの間に、町内の小学校第6学年の全児童及び中学校の全生徒を対象として、学校の端末を使ったアンケートを実施し、325人(小学6年生104人、中学生221人。回答率77.4%)から回答を得ました。結果は第2章6に、いただいた意見と町の対応は資料編2に掲載しています。また、青年期の若者についても、既存の取組や今後の計画見直し等の機会を捉え、意見聴取の方法を検討します。
(3)パブリックコメントの実施	令和8年10月22日から2週間程度実施する予定です。こども向けの概要版を併せて公表します。
(4)意見の反映状況	いただいた意見と町の対応は、資料編2に一覧として掲載します。こどもに分かる形の資料を作成し、学校を通じてお返しします。
(5)計画の公表	令和8年12月を予定しています。

第2章 こども・若者を取り巻く現状

本章では、第Ⅱ部の策定後に新たに把握した現状を中心に記載します。人口・世帯・出生の実績、教育・保育の利用状況等の基礎的な図表は第Ⅱ部第2章に掲載しており、本章では再掲しません。

1 人口とこども人口の見通し

本町の総人口は、令和2年(2020年)の国勢調査では16,617人でしたが、令和7年(2025年)の国勢調査では14,434人となり、5年間で2,183人(13.1%)減少しました。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(令和5年推計)は、令和7年の総人口を15,001人と見込んでいましたが、実績はこれを567人下回っています。同推計では、本町の総人口は令和12年(2030年)に13,445人、令和22年(2040年)に10,444人まで減少すると見込まれています。

このうち0歳から14歳までのこども人口は、令和2年の1,471人から令和7年には1,053人となり、5年間で418人(28.4%)減少しました。総人口に占める割合も8.9%から7.3%へ低下しています。推計では、令和12年には825人(総人口比6.1%)となり、令和2年からの10年間で4割を超える減少が見込まれます。15歳から29歳までの若者人口は、令和7年は1,513人で、推計(1,718人)を約200人下回りました。推計が令和12年に見込む1,501人に近い水準であり、若者人口の減少は推計よりも早く進んでいます。

保育所の利用と直接に関わる0歳から4歳までの人口は、令和2年の343人から令和7年には219人となりました。推計では、令和7年に253人、令和12年に224人、令和22年に160人を見込んでいますが、令和7年の実績は、既に令和12年の推計値を下回っています。これらの推計値は、南知多町保育所再配置計画(改訂版)が計画の背景として示しているものと同一です。令和7年国勢調査の結果は、総人口、こども人口及び若者人口のいずれも推計を下回っており、令和12年以降の人口も推計値より少なくなる可能性があります。推計値との差に留意しながら、施策や施設の規模を検討する必要があります。

	総人口	0～4歳	0～14歳	(総人口比)	15～29歳
令和2年(2020年)	16,617人	343人	1,471人	8.9%	1,904人
令和7年(2025年)	14,434人	219人	1,053人	7.3%	1,513人
令和12年(2030年)	13,445人	224人	825人	6.1%	1,501人
令和17年(2035年)	11,917人	192人	675人	5.7%	1,219人
令和22年(2040年)	10,444人	160人	582人	5.6%	912人

資料：令和2年及び令和7年は総務省「国勢調査」による実績値、令和12年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」による推計値(令和2年の年齢別人口は同研究所が年齢不詳を按分した値。令和7年は人口等基本集計の原数値で、総人口には年齢不詳33人を含む。)

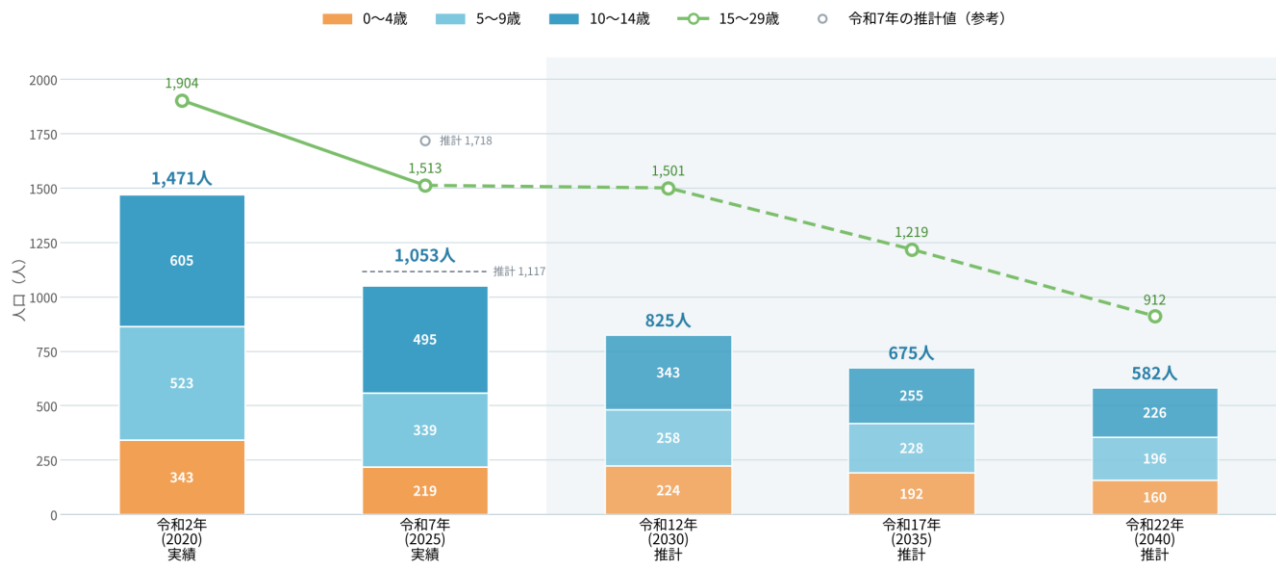


図3 こども・若者人口の推移と見通し

こどもの数が減少する中でも、一人ひとりのこどもが安心して育つ環境を確保する必要があります。同時に、集団の規模が小さくなることにより、こども同士の関わりや多様な体験の機会が得られにくくなることが課題となります。施設の配置や事業の実施方法についても、こどもの育ちの視点から見直しを進める必要があります。

2 教育・保育の利用状況

保育所の入所状況、放課後児童クラブの利用状況等は、第Ⅱ部第2章に掲載しています。本計画の策定に伴う再整理は行いません。

令和8年4月1日現在の町内5保育所(園)の入所児童数は176人で、入所率は62.9%です。このうち町立4保育所は151人、入所率は59.2%です。第Ⅱ部に記載された令和5年の利用児童数252人(定員500人)と比べ、大きく減少しています。

施設	設置主体	定員	入所児童数	入所率
内海保育所	町立	115人	66人	57.4%
かるも保育所	町立	50人	35人	70.0%
大井保育所	町立	60人	31人	51.7%
日間賀保育所	町立	30人	19人	63.3%
町立4保育所 計	—	255人	151人	59.2%
篠島保育園	私立	25人	25人	100.0%
町内5保育所(園) 計	—	280人	176人	62.9%

資料: 令和8年4月1日現在(南知多町保育所再配置計画(改訂版)第2章及び第5章と同一の数値です。)

3 こどもの意識と状況

令和8年度全国学力・学習状況調査の質問調査から、本町の小学校第6学年及び中学校第3学年の状

況は次のとおりです。

項目(肯定的な回答の割合)	小 6	中 3	全国 (小 6)	全国 (中 3)
自分には、よいところがあると思う	80.9%	74.8%	85.6%	84.0%
将来の夢や目標を持っている	79.1%	60.2%	81.8%	67.6%
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる	59.1%	73.8%	70.6%	71.9%
学校に行くのは楽しいと思う	84.8%	89.3%	85.7%	85.4%
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う	76.2%	68.9%	80.1%	72.3%

資料：令和 8 年度全国学力・学習状況調査 質問調査(町全体の値。肯定的な回答は「当てはまる」及び「どちらかといえば、当てはまる」の合計。全国は公立学校の値)

本町の強み 中学校第 3 学年では、困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できると答えた割合が、令和 7 年度及び令和 8 年度と続けて全国を上回っています。身近に相談できる大人がいると感じられていることは、本町の強みといえます。

一方、小学校第 6 学年では、困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できると答えた割合が、令和 6 年度 57.9%、令和 7 年度 58.7%、令和 8 年度 59.1%と 3 年続けて 6 割に届かず、いずれの年も全国を 10 ポイント程度下回っています。安心して相談できる関係や環境をつくることは、継続した課題です。

自己肯定感及び将来の夢や目標に関する項目は、年による変動が大きく、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間で一定の傾向を読み取ることができません。調査の対象者が毎年度異なり、1 学年の人数も少ないことから、単年度の増減のみで判断せず、今後の推移を注視します。

4 若者の意識

令和 6 年に実施した中学生アンケート(回答 182 件)では、「将来、南知多町で働きたいですか」に「はい」と答えた生徒は 40 人(22.0%)でした。「いいえ」と答え、居住地に関する設問に回答した 139 人のうち、町内に住みたいと答えた生徒は 23 人(16.5%)でした。一方、「はい」と答えた 40 人のうち、町内に住みたいと答えた生徒は 37 人(92.5%)でした。「いいえ」と回答した生徒の理由としては、就きたい職業が町内にないこと、自分の進路や希望が町外にあることが多く挙げられています。

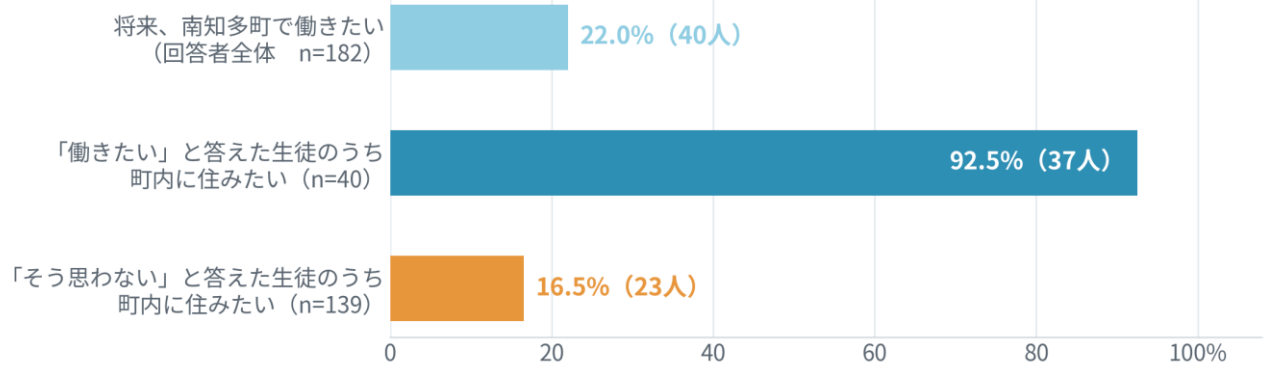


図 4 中学生アンケートにみる就労意向と町内居留意向(令和 6 年)

これは、こどもが将来に具体的な希望を持っていることの表れでもあります。

なお、高等学校は町内に 1 校であり、離島地区に居住する生徒は、通学に船舶を利用し、又は島外に居住する必要があるなど、地区によって修学・通学の条件に違いがあります。

5 子育て当事者の意識

令和8年5月に就学前児童等の保護者を対象にアンケートを実施し、124件の回答を得ました(保育所を利用していない世帯を含みます。)。主な結果は次のとおりです。

項目	主な結果
保育所への満足度	「満足」「やや満足」の合計は、保育士の資質及び開所時間で88.5%、保育士の人数で87.5%、給食の内容や食育で86.5%と高い水準です。一方、保育所の施設環境は76.0%、保育中の様子などの情報提供は71.2%にとどまっています。
よいと思うこと	職員の対応 76.6%、給食 60.6%、保護者と保育所との関係 56.4%の順に多くなっています。
気がかりなこと	施設・設備が46.8%と最も多く、次いで安全確保のための配慮 19.4%となっています。
拡充を希望するサービス	幼児教育 33.9%、病後児保育 25.0%、乳児保育 22.6%の順に多くなっています。
こどもの人数について	1クラスの適正な人数は「10～14人」が53.7%で最も多く、「少ない」と感じる人数は「10人以下」が46.8%となっています。
保育所の統合について	転園又は統合を希望する回答は33.9%、希望しない回答は59.7%です。期待することとして「友達が増え、より良い成長が期待できる」が68.5%と最も多く、不安なこととして「保育所が遠くなると勤務開始時間に間に合わない」が66.9%と最も多くなっています。

資料:令和8年5月実施 南知多町保育所アンケート(回答124件。項目により回答者数が異なります。)

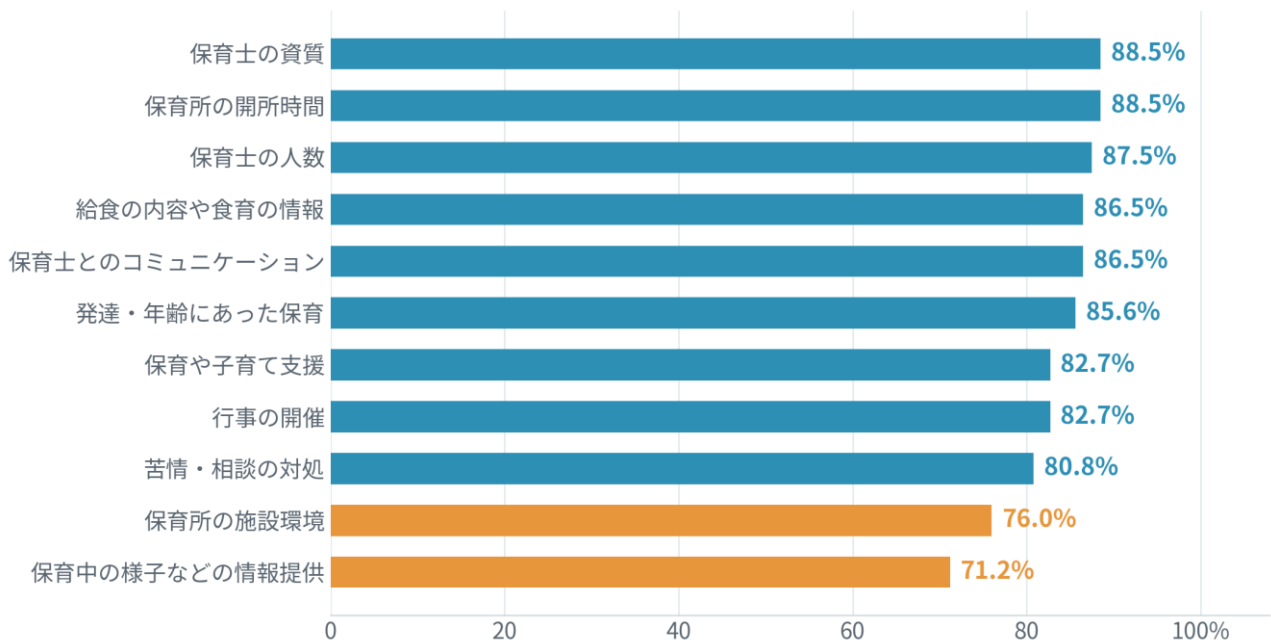


図5 保育所への満足度(「満足」「やや満足」の合計)

保育の内容や職員の対応に対する評価は高い一方で、施設・設備に関する評価は相対的に低くなっています。また、こどもの集団の規模については、現状を少ないと感じる保護者が一定数あり、統合に期待する声とともに、送迎の負担に対する不安が示されています。施設整備及び再配置を進めるに当たっては、こ

どもの育ちの環境の確保と、保護者の送迎の負担への配慮の双方が必要です。

同じアンケートの地区別の結果は、南知多町保育所再配置計画(改訂版)第 3 章に掲載しています。本計画では、町全体の傾向のみを記載します。

6 こども・若者の意見

本計画の策定に当たり、令和 8 年 9 月 14 日から 18 日までの間に、町内の小学校第 6 学年の全児童及び中学校の全生徒を対象として、学校の端末を使ったアンケートを実施し、対象者 420 人のうち 325 人(回答率 77.4%)から回答を得ました。内訳は、小学 6 年生 104 人(対象 110 人、回答率 94.5%)、中学生 221 人(対象 310 人、回答率 71.3%。1 年生 94 人、2 年生 74 人、3 年生 53 人)です。設問は、町のよいところ・好きなところ、困っていること・変えてほしいこと、町に一番変えてほしいこと(自由記述)の 3 問とし、回答は任意としました。氏名、学校名、性別及び居住地区は尋ねていません。

町のよいところ・好きなところとしては、「海や自然が豊か」が 82.5%と最も多く、次いで「お祭りや行事がある」67.7%、「地域の人があたたかい」62.5%、「食べ物がおいしい」61.5%となっています。「地域の人があたたかい」及び「学校が楽しい」は、中学生が小学 6 年生を 10 ポイント以上上回っています。

こどもが感じる町の魅力 自然や地域の行事、人とのつながりを、多くのこどもが町の魅力として挙げています。第 4 章 4 に示す体験の機会の確保は、こどもたちが感じているこの魅力を生かして進めます。

困っていること・変えてほしいことでは、「買い物ができるお店が少ない」が 53.5%、「遊ぶ場所・過ごせる場所が少ない」が 51.4%、「交通・移動が不便」が 39.4%でした。小学 6 年生では「買い物ができるお店が少ない」(66.3%)、「行事やイベントが少ない」(25.0%)及び「通学路の安全が心配」(12.5%)が中学生より高く、中学生では「交通・移動が不便」(42.1%。中学 2 年生では 52.7%)が小学 6 年生(33.7%)を上回るなど、年代によって困りごとに違いがみられます。

困っていること・変えてほしいこと	全体	小学 6 年生	中学生
(回答者数)	325 人	104 人	221 人
買い物ができるお店が少ない	53.5%	66.3%	47.5%
遊ぶ場所・過ごせる場所が少ない	51.4%	58.7%	48.0%
交通・移動が不便	39.4%	33.7%	42.1%
勉強や進路のこと	14.2%	10.6%	15.8%
行事やイベントが少ない	13.8%	25.0%	8.6%
スポーツやクラブ・部活動の環境	11.4%	19.2%	7.7%
通学路の安全が心配	5.8%	12.5%	2.7%
相談できる人や場所が少ない	2.8%	3.8%	2.3%
特になし	19.4%	15.4%	21.3%

資料：令和 8 年 9 月実施 児童生徒アンケート(複数回答。割合の分母は各区分の回答者数)

町に一番変えてほしいこと・町へ伝えたいことの自由記述には、167 人が記入し、このうち 150 人(小学 6 年生 64 人、中学生 86 人)から具体的な意見が寄せられました。内容を分類すると、友だちと遊べる場

所や、暑さ寒さを避けて室内で過ごせる場所を求める意見(50 件)、身近で買い物ができるお店を求める意見(46 件)、海っ子バスの便数など移動に関する意見(30 件)が多くなっています。移動に関する意見は、30 件のうち 26 件が中学生からのものでした。

自由記述の分類	全体	小学 6 年生	中学生
遊び場・過ごせる場所	50 件	25 件	25 件
買い物・飲食店	46 件	26 件	20 件
交通(バス・電車・船)	30 件	4 件	26 件
スポーツ・運動の場所	14 件	6 件	8 件
行事・イベント	7 件	5 件	2 件
通学路・道路の安全	6 件	3 件	3 件
学習・文化活動の場所	5 件	3 件	2 件
人口・学校・部活動	5 件	3 件	2 件
自然・環境美化	4 件	0 件	4 件
町への肯定的な意見	3 件	1 件	2 件
その他	3 件	1 件	2 件

※1 人の意見が複数の分類に当たる場合は、それぞれ 1 件と数えています。

これらの結果からは、放課後や休日にこどもが過ごせる場所と、そこへ行くための移動手段が、こどもにとっての大きな課題となっていることがうかがえます。また、「相談できる人や場所が少ない」と答えたこどもは 9 人(2.8%)と少数でしたが、第 2 章 3 に示した小学校第 6 学年の状況と併せ、困ったときに相談できる環境づくりを続ける必要があります。

いただいた意見の概要及び町の対応は、資料編 2 に一覧として掲載します。また、青年期の若者についても、既存の取組や今後の計画見直し等の機会を捉え、意見聴取の方法を検討します。

第3章 基本理念と施策の体系

1 基本理念

みんなで かがやかそう 子どもの笑顔

この理念は、こどもが自分らしく健やかに育つことを、家庭、学校、地域、行政が力を合わせて支えることを表しています。第Ⅱ部の基本理念をそのまま引き継ぎます。

本計画では、この理念を引き継ぎつつ、こどもを権利の主体として捉え、こどもの最善の利益を優先して考慮すること、こども・若者の意見を尊重することを、改めて基本に据えます。

2 基本方針

基本理念の実現に当たっては、こども基本法第3条に掲げる基本理念に沿って、次の6つを基本方針とします。

(1)	全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること
(2)	全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
(3)	全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
(4)	全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
(5)	こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
(6)	家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

3 基本目標と施策の体系

本計画の施策は、第Ⅱ部に掲げる次の５つの基本目標の体系によります。基本目標の組替えは行いません。

基本目標	内容
基本目標 1	子育て支援サービスの充実
基本目標 2	母と子の健康づくり
基本目標 3	保育・教育の環境づくり
基本目標 4	子育てと仕事が両立できる環境づくり
基本目標 5	社会全体で、質の高い教育・保育や子育て支援の提供

これらの施策は引き続き推進することとし、本追補編では、自治体こども計画として新たに位置付けが必要な横断的・追加的な施策を第４章に整理します。

第4章 自治体こども計画として追加する施策

第Ⅱ部に掲げる施策は引き続き推進することとし、本章では、自治体こども計画として追加が必要な横断的施策を記載します。

この6分野は、国がこども施策の区分として指定しているものではありません。第3期南知多町子ども・子育て支援事業計画に不足している事項を、こども基本法及びこども大綱を踏まえ、本町が6分野に整理したものです。

本章で記載する分野は、次のとおりです。

分野	主な内容
1 こどもの権利と意見の反映	こどもの権利の周知、意見聴取と反映、相談窓口の周知
2 学童期・思春期の支援	いじめ・不登校対策、こども・若者の自殺対策
3 青年期・若者への支援	就労、修学、相談、社会参画、移動に係る負担の軽減
4 こども・若者の居場所と体験	中高生・若者の居場所、多様な体験活動、遊び場
5 こどもの貧困への対策	教育の支援、生活の安定、保護者の就労支援、経済的支援
6 ヤングケアラーへの支援	早期発見と支援への接続、18歳以上への切れ目ない支援

1 こどもの権利と意見の反映

(1)現状と課題

令和5年4月にこども基本法が施行され、こどもは権利の主体であり、その最善の利益が優先して考慮されること、年齢及び発達に応じてこどもの意見が尊重されることが、基本理念として定められました。同年12月に閣議決定されたこども大綱では、こども・若者を権利の主体として社会全体で受け止めることが求められています。

本町では、これまでこどもの権利について、こども本人及び大人に対して体系的に周知する取組を行ってきませんでした。

第2章3に示すとおり、全国学力・学習状況調査の質問調査では、中学校第3学年で「先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と答えた割合が全国を上回る一方、小学校第6学年では同じ項目が全国を大きく下回っています。また、令和7年度の調査では、中学校第3学年で「地域の大人に、勉強やスポーツ、体験活動に関わってもらっている」と答えた割合が全国を大きく上回っており、地域の中でこどもが見守られ、育てられる環境は、本町の強みです。

本計画の策定に当たり、令和8年9月に小学校第6学年及び中学生を対象としたアンケートを実施し、325人から回答を得ました。このうち150人から、町に変えてほしいこと等について具体的な意見が寄せられました(第2章6)。こども本人から直接意見を聴いたことで、遊び場や移動手段など、こどもの暮らしの実感に基づく課題が明らかになりました。一方で、これまで、こども・若者から継続的に意見を聴き、施策に反映する仕組みはありませんでした。

また、同じアンケートで「相談できる人や場所が少ない」と答えたこどもは9人(2.8%)と少数でしたが、

前述の小学校第 6 学年の状況と併せ、困ったときの相談先を、こどもに分かる形で伝えていく必要があります。

(2) 施策の方向

- こどもを権利の主体として捉え、こどもの最善の利益を優先して考慮することを、町のこども施策の基本に据えます。
- こども基本法及びこどもの権利について、こども本人と、こどもに関わる大人の双方に対して周知を図ります。
- こども・若者が年齢及び発達に応じて意見を表明する機会を確保し、聴いた意見を施策の検討に反映するとともに、どのように反映したかをこどもに分かる形でお返しします。反映できなかった意見についても、その理由をお伝えします。
- こどもが困ったときに相談できる窓口を周知し、必要な支援につなぎます。
- 地域の大人がこどもに関わる本町の強みを生かし、こどもが地域の中で意見を表し、活躍できる機会をつくります。

(3) 主な取組

事業名	事業概要	担当課
こども基本法及びこどもの権利の周知	広報紙、ホームページ、保育所及び学校を通じて、こども基本法とこどもの権利について、こども本人と大人の双方に周知します。	健康こども課
こども・若者からの意見聴取	学校の協力を得て、アンケートその他の方法により、こども・若者から意見を聴く機会を設けます。	健康こども課 教育課
意見の反映状況の公表とフィードバック	聴いた意見と町の対応を一覧にして公表するとともに、こどもに分かる形の資料を作成し、学校を通じてお返しします。	健康こども課
相談窓口の周知と関係機関への接続	こども家庭センターを中心に相談を受け、必要に応じて関係機関につなぎます。相談先は、こどもに分かる形で周知します。18 歳以上については、県その他の若者支援機関と連携します。	健康こども課
人権啓発活動の推進	人権に関する啓発活動を通じて、いじめや虐待などこどもの権利侵害に関する理解を広げます。	住民課

2 学童期・思春期の支援

(1) 現状と課題

学童期から思春期にかけては、学習や友人関係、進路など、こどもが抱える悩みが多様化し、深刻化しやすい時期です。

全国学力・学習状況調査の質問調査では、「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた割合は、小学校第 6 学年で 84.8%、中学校第 3 学年で 89.3%であり、中学校第 3 学年は全国(85.4%)を上回っています。

一方、「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と答えた割合は、中学校第 3 学年では 73.8%と全国(71.9%)を上回るものの、小学校第 6 学年では 59.1%にとどまり、全国(70.6%)を下回っています。小学校の段階でいつでも相談できると感じられていないこどもがいることがうかがえます。

本町の学校は各地区に配置されており、教職員がこども一人ひとりの状況を把握しやすい一方、人間関係が固定化しやすく、悩みを抱えたこどもが学級・学校の中で居場所を失った場合に、代わりとなる場を見つけにくいという課題があります。

計画の策定に当たって実施したアンケートでも、こどもの数が減り、部活動や大会がなくなることを寂しく思う声が寄せられています。また、「通学路の安全が心配」と答えたこどもは、小学 6 年生で 12.5%と中学生(2.7%)より高く、自由記述でも、草が茂って車道を歩かなければならない場所や、横断歩道が少ない場所があるといった指摘がありました。

(2)施策の方向

- いじめの未然防止、早期発見及び早期対応を徹底し、こどもが安心して学べる環境を確保します。
- 不登校の状態にあるこどもについて、学校内外に多様な学びの場と居場所を確保し、こどもの状況に応じた支援を行います。
- こどもが自らの不安や悩みを言葉にし、身近な大人に助けを求めることができるよう、SOS の出し方に関する教育を進めるとともに、大人がこどもの SOS を受け止める力を高めます。
- 学校、こども家庭センター、福祉部門及び関係機関が情報を共有し、こどもと家庭を一体として支援します。
- 通学路の安全について、こどもから寄せられた意見を関係機関と共有し、通学路の点検等を通じて安全の確保に努めます。

(3)主な取組

事業名	事業概要	担当課
いじめの防止等のための取組	南知多町いじめ防止基本方針に基づき、未然防止、早期発見及び早期対応に取り組みます。	教育課
適応指導教室(リフレッシュスクール)の運営	不登校のこどもの学校復帰及び社会的自立に向けて、教育指導員及び教育相談員を配置し、学びと居場所を提供します。	教育課
スクールソーシャルワーカーの配置	こども及び保護者の相談に応じ、家庭訪問等により、家庭環境に起因する課題について関係機関につなぎます。	教育課
SOS の出し方に関する教育	第 2 期南知多町自殺対策計画に基づき、こどもが困ったときに助けを求められるよう、学校における教育を進めます。	教育課 健康こども課
こども家庭センターによる相談支援	こどもと保護者の相談に応じ、必要な支援につなぎます。関係機関と情報を共有し、世帯全体を支援します。	健康こども課
こころの健康に関する相談・啓発	第 2 期南知多町自殺対策計画に基づき、相談窓口の周知及びゲートキーパーの養成を進めます。	健康こども課

3 青年期・若者への支援

(1)現状と課題

本町の 15 歳から 29 歳までの人口は、令和 2 年は 1,904 人でしたが、令和 7 年の国勢調査では 1,513 人となり、将来推計が令和 12 年に見込んでいた水準(1,501 人)に近づいています。高等学校が町内に 1 校であること、就職先が限られることから、多くの若者が進学や就職を機に町外へ通学・通勤し、又は転出しています。

第 2 章 4 に示すとおり、令和 6 年の中学生アンケート(回答 182 件)では、「将来、南知多町で働きたいですか」に「はい」と答えた生徒は 40 人(22.0%)にとどまる一方、「はい」と答えた 40 人のうち 37 人(92.5%)、「いいえ」と答え居住地に関する設問に回答した 139 人のうち 23 人(16.5%)が、町内に住みたいと回答しています。回答からは、希望する職業や進路を重視して居住地を考えていることがうかがえます。

また、離島地区の高校生は、通学に船舶を利用し、又は島外に居住する必要があるなど、他地区に比べて修学に伴う負担が大きくなっています。

計画の策定に当たって実施したアンケートでは、「交通・移動が不便」を選んだ割合は全体で 39.4%でした。小学 6 年生(33.7%)より中学生(42.1%)で高く、特に中学 2 年生では 52.7%となっています。自由記述でも、移動に関する意見が 30 件(うち中学生 26 件)寄せられ、海っ子バスの便数やバス停の位置、船の便数、最終便の時刻及び運賃の負担が挙げられています。今回の調査は高校生世代以上を対象としていませんが、行動範囲が広がる高校生世代以降では、移動の負担が修学や通学にも関わってくると考えられます。

青年期・若者に対する支援は、これまで各課の個別の事業として実施されており、こども・若者施策として一体的に位置付けられていませんでした。

(2)施策の方向

- 若者が働くこと及び学ぶことを通じて自立できるよう、就労、起業及び修学に係る支援を行います。
- 地理的な条件により生じる修学及び通学の負担を軽減し、居住する地区にかかわらず、進学の希望が妨げられないようにします。
- こども・若者から寄せられた移動に関する意見を、地域公共交通の検討を担う担当課と共有します。
- 進路、就労、ひきこもり等の悩みを抱える若者について、相談の窓口を分かりやすく示し、関係機関と連携して支援します。
- 若者が地域の活動に参加し、意見を表明する機会の確保に努めます。

(3)主な取組

事業名	事業概要	担当課
若者就職相談	ちた地域若者サポートステーションと連携し、就労に困難を抱える若者の相談及び就労支援を行うとともに、制度の周知を図ります。	産業振興課
南知多町創業支援補助金	町内で創業する方に対し、経費の一部を補助します。起業による定着を支援します。	産業振興課
離島高校生修学支援事業費補助金制度	離島に居住する高校生の修学に係る負担を軽減するため、通学又は島外での居住に要する経費の一部を補助します。	教育課
「SEA'S CARD」学生海 っ子バス運賃補助事業	町内に居住する小学生・中学生・高校生・大学生・専門学校生等の路線バス運賃を補助し、通学に係る負担を軽減します。	防災交通課
ひきこもり等の相談支援	ひきこもりその他の困難を抱える若者及びその家族の相談に応じ、知多南部基幹相談支援センターその他の関係機関と連携して支援します。	ふくし課
青少年健全育成活動の推進	少年少女団体の育成及び各地区の青少年を守る会等の活動を支援し、こども・若者が地域で活動する機会を確保します。	教育課

4 こども・若者の居場所と体験

(1)現状と課題

本町には、海と自然に恵まれた環境があり、令和 7 年度の全国学力・学習状況調査では、「自然の中で遊ぶことや自然観察をしたことがある」と答えた割合は、小学校第 6 学年で 76.1%、中学校第 3 学年で 74.0%となっています。また、同じ調査で、地域の大人がこどもの活動に関わる割合は、中学校第 3 学年で 46.9%と全国を大きく上回っています。なお、これらの項目は、令和 6 年度及び令和 8 年度の町の集計表には掲載されていないため、令和 7 年度の状況を示す参考値として扱います。

一方、放課後や休日に過ごす場として、放課後児童クラブ、保育所の園庭開放など、乳幼児期及び小学生を対象とするものが中心であり、中学生・高校生世代が学校及び家庭以外で過ごせる場は限られています。

計画の策定に当たって実施したアンケートでは、「遊ぶ場所・過ごせる場所が少ない」と答えたこどもが 51.4%(小学 6 年生 58.7%、中学生 48.0%)にのびりました。自由記述でも、遊び場や過ごせる場所に関する意見が 50 件と最も多く、友だちと遊べる場所、暑い日や寒い日でも過ごせる室内の場所、児童館のような場所、公園の遊具、スケートボードができる場所などが求められています。このほか、運動公園やグラウンドなどスポーツができる場所(14 件)、学校以外で勉強できる場所や Wi-Fi が使える場所など学習・文化活動の場所(5 件)を求める意見もありました。

一方、同じアンケートでは、町のよいところとして「海や自然が豊か」(82.5%)、「お祭りや行事がある」(67.7%)、「地域の人があたたかい」(62.5%)が多く挙げられました。自由記述でも、地域の行事を続けてほしい、中学生も参加できる行事がほしいといった声が寄せられています。

こどもの数の減少により、こども同士が関わる機会や、多様な体験を得る機会が得られにくくなっており、地区を越えた交流や体験の場を意識的につくる必要があります。

(2)施策の方向

- こどもが安心して過ごせる居場所の確保に向けて取り組みます。特に、学校及び家庭以外で過ごせる場が限られている中学生・高校生世代の居場所について、既存の施設の活用を含めて検討します。検討に当たっては、室内で過ごせる場所や、友だちと遊び、学び、スポーツや文化活動ができる場所を求めるこどもの意見を踏まえ、こども自身の意見を聴きながら進めます。
- 海や自然、地域の産業、祭礼などの地域資源を生かした体験の機会の確保に努め、中学生を含むこどもが地域の行事に参加し、多様な人と関わる機会が広がるよう努めます。
- こどもが安全に遊ぶことができる公園及び児童遊園の環境を確保します。
- 地域の大人がこどもに関わる本町の強みを生かし、地域による見守りと活動の支援を続けます。

(3)主な取組

事業名	事業概要	担当課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の適切な遊び及び生活の場を提供します。	健康こども課
こども・若者の居場所の 検討	既存の公共施設及び学校施設の活用を含め、中学生・高校生世代を中心としたこどもの居場所の在り方を、こどもの意見を聴きながら検討します。	健康こども課 教育課
公園及び児童遊園の環境 確保	こどもが安全に遊ぶことができるよう、公園及び児童遊園の遊具等の点検及び改善を行います。	まちなみ環境課 健康こども課

5 こどもの貧困への対策

(1)現状と課題

こどもの貧困は、経済的な困難にとどまらず、学習、生活、健康、体験の機会など、こどもの成長の様々な面に影響を及ぼすおそれがあります。本町においても、支援を必要とする家庭を早期に把握し、教育、生活、就労及び経済面の支援につなぐことが必要です。

第Ⅱ部では、こどもの貧困を課題として掲げ、生活困窮及び養育困難な家庭への支援や、関係機関が連携して世帯全体を支援する方向を示しています。本追補編では、これらを教育の支援、生活の安定に資する支援、保護者の就労の支援及び経済的支援の4つの区分により整理します。

(2)施策の方向

- こどもの貧困に関する施策を、教育の支援、生活の安定に資する支援、保護者の就労の支援及び経済的支援の4つの区分により整理し、関係課が連携して推進します。
- 経済的な理由により学びの機会が失われることのないよう、就学に係る費用の負担を軽減します。
- 困難を抱える世帯を早期に把握し、相談から必要な支援へ確実につなぎます。支援を必要とするこども及び家庭が、支援から取り残されることのないようにします。
- 支援に当たっては、こども及び保護者の尊厳に配慮し、当事者が申し出やすい環境をつくります。

(3)主な取組

区分	事業名	事業概要	担当課
教育の支援	就学援助(要保護・準要保護児童生徒援助費)	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等を援助します。	教育課
教育の支援	幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの児童等及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの児童の保育料を無償とし、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	健康こども課
教育の支援	給食費の無償化	令和8年度から、保育所並びに小学校及び中学校の給食費を無償とし、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	教育課 健康こども課
生活の安定に資する支援	生活困窮世帯等への相談支援	生活に困窮する世帯の相談に応じ、関係機関と連携して必要な支援につなぎます。	ふくし課 社会福祉協議会
生活の安定に資する支援	こども家庭センターによる支援	養育に支援を要する家庭を早期に把握し、世帯全体を支援します。	健康こども課
保護者の就労支援	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の保護者からの相談に応じ、公共職業安定所による出張相談等の機会を案内するとともに、県の支援機関につなぎます。	健康こども課
経済的支援	児童手当	支給要件に該当する世帯に対し、手当を支給します。	健康こども課
経済的支援	児童扶養手当	支給要件に該当するひとり親家庭等に対し、申請を受け付け、県の制度による支給につなぎます。	健康こども課
経済的支援	子ども医療費助成	出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方の医療費を助成します。	住民課

6 ヤングケアラーへの支援

(1)現状と課題

ヤングケアラーは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者です。本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者は、家庭内のことであるために表面化しにくく、本人にも自覚がない場合が多いとされています。

令和6年の子ども・若者育成支援推進法の改正により、ヤングケアラーは「こども」に限らず「こども・若者」として支援の対象に位置付けられました。国の整理では、18歳未満は主に市町村が、18歳以上は主に都道府県が支援体制を担うこととされていますが、市町村においても、年齢の到達により支援が途切れることのないよう、また、介護、障害福祉、生活困窮等の関係制度を通じた支援につなぐことが求められています。

本町では、ヤングケアラーの実態に関する調査は行っておらず、学校及び関係機関を通じた把握の状況についても、件数等を示すことができる状況にはありません。また、18歳以上の若者ケアラーへの支援は

主に県が担うこととされており、本町としては、県の相談支援体制と連携して対応していく必要があります。

(2) 施策の方向

- ヤングケアラーについて、こども・若者本人、家族及び地域に周知し、本人が支援を求めやすい環境をつくれます。
- 学校、こども家庭センター、福祉部門、介護・障害福祉の関係機関等が連携し、早期に把握して支援につながります。
- 本人への支援と保護者への支援を切り離さず、世帯全体を支援する視点で対応します。
- 年齢の到達により支援が途切れることのないよう、18 歳以上については、県が担う支援体制及び関係制度と連携します。

(3) 主な取組

事業名	事業概要	担当課
ヤングケアラーの周知・啓発	広報紙、ホームページ及び学校を通じて、ヤングケアラーについて、こども・若者本人及び周囲の大人に周知します。	健康こども課 教育課
学校における早期発見と支援への接続	スクールソーシャルワーカー等により、家庭の状況に起因する困難を早期に把握し、関係機関につながります。	教育課
関係機関による情報共有と支援	要保護児童対策地域協議会及びこども家庭センターにおいて情報を共有し、世帯全体を支援します。	健康こども課 ふくし課
18 歳以上への支援に係る県との連携	18 歳到達後も支援が途切れないよう、県が担う相談支援体制及び関係制度との連携方法を確認します。	健康こども課 ふくし課

第 5 章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策は、第Ⅱ部(第 3 期南知多町子ども・子育て支援事業計画)第 5 章に定めるところによります。本計画の策定に伴う再推計は行いません。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)についても、第Ⅱ部に概要、量の見込み、確保方策及び今後の方向性を記載しています。

第 6 章 こども・子育てに係る施設整備

本町では、こどもが安全で快適に過ごせる保育環境を確保するため、老朽化した保育所の計画的な整備を進めます。本章では、計画期間中に進める施設整備の方針を示します。施設ごとの具体的内容は、南知多町保育所再配置計画(改訂版)に定めます。

1 保育所の再配置

保育所の再配置については、南知多町保育所再配置計画に定めるところにより、施設の配置、改築及び環境の改善を進めます。同計画は本計画の関連計画とし、相互に整合を図ります。

再配置に当たっては、こどもが一定の集団の中で育つ環境を確保することを基本としつつ、送迎に係る保護者の負担及び地域とのつながりに配慮します。

南知多町保育所再配置計画(改訂版)における施設別の方針は、次のとおりです。

施設	方針	本計画期間 (～令和 11 年 度)
内海保育所	現施設を維持し、必要な保全を行います。	保全
大井保育所	現施設を維持し、必要な保全を行います。	保全
かるも保育所	総合体育館周辺の高台へ移転新築し、子育て支援センター・どんぐり園及び豊浜放課後児童クラブと複合施設とします。複合施設の必要機能・規模は、今後の検討・協議事項です。移転までの間、現園舎の使用継続に必要な改修を行います。	検討・改修
日間賀保育所	旧日間賀中学校敷地に新園舎を整備し、日間賀島資料館が担ってきた島民交流機能と複合化します。	整備・供用開始
篠島保育園(私立)	現在の民間による保育を継続し、運営法人と閉園時期等の協議を続けます。その後は町が公設で新園舎を建設する予定です。島内での保育が途切れないよう、閉園時期と新園舎の整備・供用開始時期を調整します。建設地・規模及び具体的な工程は今後決定します。	協議・検討

資料：南知多町保育所再配置計画(改訂版)第 4 章・第 5 章

本計画の期間内には、日間賀保育所の新園舎の供用開始(令和 11 年 4 月目標)が予定されています。かるも保育所の高台移転施設は、南知多町保育所再配置計画(改訂版)において令和 16 年度の供用開始を基本目標としていますが、事業の進捗等により前後する場合があります。本計画の期間中は、複合施設の必要機能・規模等の検討を進めるとともに、現園舎の使用継続に必要な主要改修を令和 9 年度から令和 10 年度までを目安に実施します。

かるも保育所に係る方針は、南知多町保育所再配置計画の改訂に合わせ、南知多町公共施設再配置計画のロードマップにおいても整理します。

2 保育所等における環境改善

町内の保育所(町立 4 保育所及び私立篠島保育園)について、こどもが安全で快適に過ごせる環境の改善を計画的に進めます。これは、暑さや安全への不安を減らし、こどもが安心して遊び、食べ、休むことができる場を整えるための取組です。

民間による保育を継続する間、私立篠島保育園の現施設において整備を行う場合は、町が補助金を交付することにより支援します。当該整備がこども・子育て支援事業債の対象事業に該当し、関係する要件を満たす場合には、町の補助額を限度として同事業債の活用を検討します。

計画期間中に取り組む環境改善の内容は、次のとおりです。各施設の状況を踏まえ、必要な整備を進めます。

	整備内容	対象施設
(1)	熱中症対策としての園庭への日よけ設備の整備	町立 4 保育所及び篠島保育園のうち、整備の必要性が認められる施設
(2)	保育室等の機能強化を伴う空調設備の整備	同上
(3)	遊具及び園庭の整備	同上
(4)	送迎時の安全確保のための駐車場の整備	同上
(5)	防犯対策設備の整備	同上
(6)	防災対策設備(スプリンクラーを含む。)の整備	同上
(7)	トイレの洋式化及びバリアフリー化	同上
(8)	調理場及び手洗い場の機能強化	同上

各整備の実施及び財源については、施設ごとの必要性、予算編成、地方債制度の要件及び県との協議を踏まえて個別に決定します。なお、策定時点の制度では、機能強化を伴わない既存の施設・設備の改修は、こども・子育て支援事業債の対象外とされています。また、同事業債は策定時点では令和 10 年度までの制度であり、活用の可否は事業実施年度の制度及び県との協議を踏まえて判断します。

南知多町保育所再配置計画(改訂版)に示す内海保育所及び大井保育所の長寿命化改修に係る概算事業費(各施設 5,000 万円程度)は、前期(令和 9 年度から令和 12 年度まで)及び後期(令和 13 年度から令和 17 年度まで)を合わせた総額であり、園庭等の環境改善に係る費用は含まれていません。本節に掲げる環境改善は、同計画における保全とは別の取組として整理します。

3 離島における保育環境の確保

日間賀島及び篠島においては、島内で保育を受けられる環境を確保します。

日間賀保育所(町立)については、昭和 48 年の建築で町立 4 保育所の中で最も経過年数が長いことを踏まえ、旧日間賀中学校敷地に新園舎を整備します。あわせて、島民交流機能と複合化し、こどもと島の人たちが日常的に出会える場とします。供用開始は令和 11 年 4 月を目標とします。

篠島保育園(私立)については、現在の民間による保育を継続し、運営法人と閉園時期等の協議を続けま

す。その後は町が公設で新園舎を建設する予定であり、島内での保育が途切れないよう、閉園時期と新園舎の整備・供用開始時期を調整します。

なお、令和 8 年 5 月に実施した保育所アンケートでは、日間賀保育所に係る回答の 77.8%が「人数に関係なく日間賀保育所に通わせたい」としており、島内での保育の継続を求める意向が示されています。

第 7 章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進に当たっては、健康こども課を中心に、教育課、ふくし課、住民課、産業振興課、まちなみ環境課、防災交通課、企画財政課その他の関係課が連携します。

また、南知多町子ども・子育て会議設置要綱に基づき設置する南知多町子ども・子育て会議において、本計画に関する事項を審議します。南知多町保育所再配置計画(改訂版)についても同会議で意見を聴取することとしており、両計画の進捗は一体的に報告します。

2 進行管理と成果指標

本計画の進捗については、南知多町子ども・子育て会議に報告し、意見を得ながら点検及び評価を行います。成果指標は次のとおりとします。

指標	対象	基準年度	現状値	目標値 (令和 11 年度)
自分には、よいところがあると思う	小 6 中 3	R8 年度	80.9% 74.8%	現状値を維持又は上回る
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる	小 6 中 3	R8 年度	59.1% 73.8%	現状値を維持又は上回る
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う	小 6 中 3	R8 年度	76.2% 68.9%	現状値を維持又は上回る

※ 指標は令和 8 年度全国学力・学習状況調査の質問調査によります。肯定的な回答の割合は、集計表に掲載された「当てはまる」及び「どちらかといえば、当てはまる」の割合を合計したものです。各割合は小数第 1 位に丸められているため、回答人数から直接算出した割合と一致しない場合があります。全国値は公立学校の値です。

成果指標は、こどもの意識の変化を把握する共通指標として用います。各施策の状況については、既存の事業実績及び関係課が把握した課題を併せて確認します。調査設問の変更等により継続的な把握が困難となった場合は、比較可能性に留意して指標又は評価方法を見直します。特に小学校第 6 学年の相談に関する項目は重点課題として、単年度の数値だけでなく、複数年度の推移及び全国との差を確認します。

3 こども・若者の意見の反映

本計画の策定に当たり、令和 8 年 9 月に小学校第 6 学年及び中学生を対象としたアンケートを実施し、325 人から回答を得ました。結果は第 2 章 6 に掲載し、第 4 章の各分野の現状と課題及び施策の方向に反映しました。いただいた意見をどのように検討し、計画へ反映したかは、資料編 2 に一覧として掲載するとともに、こどもに分かる形の資料を作成し、学校を通じてお返しします。反映できなかった意見についても、その理由をお伝えします。

計画の実施及び評価に当たっても、既存の相談及び意見聴取の機会等を活用し、施策の対象となるこども・若者、子育て当事者その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講じます。意見を聴く対象及び方法は、施策の内容と対象者の状況に応じて定めます。

資料編

1 策定経過

年月	内容
令和 8 年 5 月	保育所アンケートの実施(就学前児童等の保護者 回答 124 件)
令和 8 年 9 月	小学校第 6 学年及び中学生を対象としたアンケートの実施(9 月 14 日～18 日。対象 420 人、回答 325 人)
令和 8 年 9 月 30 日	第 1 回南知多町子ども・子育て会議(第一次案の審議)
令和 8 年 10 月 22 日～	パブリックコメントの実施(2 週間程度。こども向け概要版を併せて公表)
令和 8 年 11 月 11 日	第 2 回南知多町子ども・子育て会議(計画案の審議)
令和 8 年 12 月	計画の公表

※ 令和 8 年 10 月以降の事項は、令和 8 年 9 月 30 日現在の予定です。パブリックコメントの実施期間及び意見の件数は、確定後に記載します。

2 こども・若者の意見と町の対応

本計画の策定に当たり、令和 8 年 9 月 14 日から 18 日までに実施した児童生徒アンケート(小学 6 年生及び中学生を対象。対象 420 人、回答 325 人)で寄せられた意見と町の対応は、次のとおりです。

主な意見は、問 3(町に一番変えてほしいこと・町へ伝えたいこと)の自由記述を内容ごとに分類し、個人が特定されないよう一般化して掲載しています。件数は分類ごとの件数で、1 人の意見が複数の分類に当たる場合は、それぞれ 1 件と数えています。

分類(件数)	主な意見	町の検討	計画への反映内容	本計画に位置付け ない事項と理由
遊び場・過ごせる場所 (50 件)	友だちと遊べる場所・過ごせる場所を増やしてほしい。暑い日や寒い日でも過ごせる室内の場所、児童館のような場所がほしい。公園や遊具を増やしてほしい。スケートボードができる場所がほしい。使われていない建物や土地を活用してほしい。	問 2 でも 51.4%が「遊ぶ場所・過ごせる場所が少ない」と答えています。特に中学生・高校生世代が学校及び家庭以外で過ごせる場が限られていることを、町の課題として受け止めました。	第 4 章 4 に、既存の施設の活用を含めた居場所の検討を位置付け、室内で過ごせる場所など、こどもの意見を踏まえて進めることとしました。公園・児童遊園の遊具等の点検及び改善を続けます。	児童館やスケートボード場などの新たな施設の整備は、計画期間中の実施方針が定まっていなため、本計画には位置付けていません。
買い物・飲食店 (46 件)	コンビニ、スーパー、100 円ショップなど、身近に買い物ができるお店を増やしてほしい。大型の商業施設や飲食店がほしい。お店の営業時間を長くしてほしい。	問 2 でも 53.5%(小学 6 年生 66.3%)が「買い物ができるお店が少ない」と答えており、こどもの暮らしの身近な困りごとと受け止めました。	意見を関係課に伝え、検討します。	本計画には事業として位置付けていません。お店の出店や営業時間は民間の事業者が判断するものであり、町が決めることはできないためです。

分類(件数)	主な意見	町の検討	計画への反映内容	本計画に位置付け ない事項と理由
交通 (バス・電車・船) (30 件)	海っ子バスの本数を増やしてほしい(30 分に 1 本など)。バス停を増やしてほしい、バス停がなくなると困る。バスで行ける範囲を広げてほしい。電車や船の便数を増やし、最終便を遅くしてほしい。船の運賃の負担を軽くしてほしい。	30 件のうち 26 件が中学生からの意見でした。問 2 でも「交通・移動が不便」と答えた割合は、小学 6 年生(33.7%)より中学生(42.1%)で高く、特に中学 2 年生では 52.7%となっています。	第 4 章 3 に現状と課題として記載し、移動に関する意見を地域公共交通の検討を担う担当課と共有することを施策の方向に加えました。学生海っ子バス運賃補助及び離島高校生修学支援を引き続き実施します。また、両島(篠島・日間賀島)の住民を対象とした離島航路の運賃助成も引き続き実施します。	海っ子バスの便数や路線は、南知多町地域公共交通計画に基づき町及びバス事業者が検討するため、本計画では公共交通の担当課と共有するにとどめています。鉄道及び船も同計画に位置付けられていますが、町が運行するものではないため、本計画では同様に公共交通の担当課と共有するにとどめています。
スポーツ・運動の場所 (14 件)	誰でも気軽に使える運動公園やグラウンドがほしい。サッカーや野球ができる広い場所がほしい。町内でできるスポーツクラブを増やしてほしい。体育施設を使いやすくしてほしい。	体を動かして遊ぶことができる場所も、こどもの居場所の一つと考えます。	第 4 章 4 の居場所の検討に、スポーツができる場所の視点を含めました。体育施設の利用に関する意見は担当課に伝え、検討します。	新たな運動公園やグラウンドの整備は、計画期間中の実施方針が定まっていないため、本計画には位置付けていません。
行事・イベント (7 件)	行事やイベントを増やしてほしい。中学生も参加できる行事がほしい。今の地域の行事を続けてほしい。	問 1 で 67.7%が「お祭りや行事がある」を町のよいところに挙げており、地域の行事はこどもにとって町の魅力となっています。	第 4 章 4 に、中学生を含むこどもが地域の行事に参加し、多様な人と関わる機会が広がるよう努めることを位置付けました。	—
通学路・道路の安全 (6 件)	草が茂って車道を歩かなければならない場所がある。バス停のまわりが危ない。横断歩道が少ない。道路が傷んでいる。危険な虫がいる。	問 2 で「通学路の安全が心配」と答えた割合は、小学 6 年生で 12.5%と中学生より高くなっています。	第 4 章 2 に、こどもの意見を関係機関と共有し、通学路の点検等を通じて安全の確保に努めることを加えました。具体的な場所に関する意見は、個人が特定されない形で担当課に伝え、検討します。	—
学習・文化活動の場所 (5 件)	学校以外で勉強できる場所がほしい。図書館や本屋がほしい。楽器の練習などができる部屋を借りたい。Wi-Fi が使える場所を増やしてほしい。	学んだり、好きなことに取り組んだりできる場所も、こどもの居場所の一つと考えます。	第 4 章 4 の居場所の検討に、学習や文化活動ができる場所の視点を含めました。	図書館等の新たな施設の整備は、計画期間中の実施方針が定まっていないため、本計画には位置付けていません。

分類(件数)	主な意見	町の検討	計画への反映内容	本計画に位置付け ない事項と理由
人口・学校・部活動 (5 件)	人口やこどもを増やしてほしい。こどもが減って部活動や大会がなくなるのがさびしい。部活動の雰囲気をよくしてほしい。	こどもの数の減少が、こどもの学校生活にも影響していることを受け止めました。	第 4 章 2 の現状と課題に記載しました。部活動に関する意見は教育委員会に伝え、検討します。	—
自然・環境美化 (4 件)	観光客などによるごみのポイ捨てを減らしてほしい。きれいで自然豊かな町にしてほしい。	町の自然を大切に思う気持ちの表れと受け止めました。	意見を関係課に伝え、検討します。	本計画には事業として位置付けていません。ごみ問題は対象をこどもに限らず、町の環境施策で扱う事項であるためです。
町のよいところ (問 1 ほか)	海や自然が豊か(82.5%)、お祭りや行事がある(67.7%)、地域の人があたたかい(62.5%)。とてもよい町だと思う。南知多で過ごせてよかった。	自然、地域の行事、人とのつながりを、こどもたちが町の魅力として感じていることが分かりました。	第 2 章 6 に記載し、第 4 章 4 の体験の機会の確保に生かします。	—
相談できる人や場所 (問 2 9 人)	困ったときに相談できる人や場所が少ない。	人数は少ないものの、全国学力・学習状況調査でも小学校第 6 学年の相談に関する項目が全国を下回っており、重要な課題と受け止めました。	第 4 章 1 に記載し、こども家庭センター等の相談先を、こどもに分かる形で周知します。	—

※ 内容が特定しにくい意見(3 件)は、本表に掲載していません。

※ いただいた意見は、本表に掲載したもののほか、関係する担当課に伝え、検討します。

※ パブリックコメントで寄せられた意見と町の対応は、実施後に本表に追加します。

※ 本表の内容は、こどもに分かる形の資料にまとめ、令和 8 年 12 月に学校を通じてお返しします。

3 南知多町子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略・順不同)

役職名	氏名	所属
会長	鈴川 美紀	小学校長代表(豊浜小学校長)
副会長	熊本 弘範	南知多町社会福祉協議会事務局長
委員	宮下 裕紀	教育委員会(指導主事)
委員	佐藤 明子	主任児童委員代表
委員	相川 知久	南知多町小中学校 PTA 連絡協議会会長(豊浜小学校)
委員	野上 裕子	保育所保護者会会長(かるも保育所)
委員	田中 ゆう子	子育て支援団体等の代表(子育てネットワーカー)
委員	安東 幸恵	指導保育士
委員	大岩 真由美	子育て支援センター所長
委員	磯部 朋美	公募